

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年4月2日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：南部アフリカ地域重要鉱物資源開発投資促進に向けた情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：南部アフリカ地域重要鉱物資源開発投資促進に向けた
情報収集・確認調査 (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号： 25a00099

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年4月2日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：南部アフリカ地域重要鉱物資源開発投資促進に向けた情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2025年6月～2026年2月
先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
社会基盤部 資源・エネルギーグループ 第二チーム

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年4月8日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年4月9日 12時まで
3	質問への回答	2025年4月14日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年4月18日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年5月9日 10時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記 2. （３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/6C3LMm3hC2>

注 1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

（２）回答方法

上記 2. （３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記 2. （３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（2）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（1）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（2）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(1)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（1）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

近年、カーボンニュートラル社会の実現に向けてEV化や再生可能エネルギーの重要性が高まる中、従来の希少金属に加え銅を含めた重要鉱物（クリティカルミネラル）の需要が高まっており、これらの豊富な鉱物資源に恵まれるカッパーベルト地域周辺のアフリカ諸国における鉱業開発が必須となっている（IEA、Global Critical Minerals Outlook 2024）。中でもコンゴ民主共和国（以下「コンゴ民」という。）は、内戦後の鉱業政策により民間投資を積極的に誘致した結果、銅の生産量も世界2位まで急伸している。埋蔵量も世界3位の銅に加え、コバルトは世界1位の埋蔵量（米国地質調査所、2024）を誇り、コンゴ民では今後更なる鉱業発展による経済成長が期待されている。一方、隣国であるザンビア共和国（以下「ザンビア」という。）は、銅やコバルトなどの豊富な鉱物資源を有するが、既存設備の老朽化、新規投資の停滞により銅の生産量が停滞し世界8位（米国地質調査所、2024）にとどまっている。また、コンゴ民、ザンビアに加え、カッパーベルト周辺国であるナミビア共和国（以下「ナミビア」という。）、ボツワナ共和国（以下「ボツワナ」という。）、ジンバブエ共和国（以下「ジンバブエ」という。）、マラウイ共和国（以下「マラウイ」という。）などでは、同様に自国内に豊富な鉱物資源を有することに加え、カッパーベルトの開発に伴う鉱物資源輸送サプライチェーンとしての注目も高まっている。

特に、コンゴ民及びザンビアにおける、ハイリスク・ハイリターンが望める大規模鉱山の開発については、殆どが欧米メジャーを含む事業者や中国系事業者によって開発されており、鉱業バリューチェーンの最上流事業者の多様化は進んでいない。とりわけ、コンゴ民においては、中国と同国の間において、鉱物資源取引と巨額のインフラ投融资（62億米ドル相当）を引き換えとする「中国契約（Contrat Chinois）」が2008年に締結されており、さらに、2015年以降は欧米の資源メジャーが資源価格の

低迷を背景に操業停止や撤退に追い込まれた中、中国資本は既往投資家を代替し旺盛な投資を行ってきた。これにより、中国は、コンゴ民における鉱業セクターのパートナーとして、強固かつ、影響力の大きい立ち位置を確立してきている。一方、鉱業バリューチェーンの最上流事業者が特定の国に偏ることは、対象国の経済が特定の他国の経済状況に依存することを助長する点において、経済安全保障の観点で課題がある。

また、一般に鉱業投資では、鉱山開発の一環として電力や輸送インフラ等の環境整備に向けた資金拠出も行う等、周辺環境への投資を伴うため、鉱業セクターの発展は、対象国全体の経済的な発展のみならず、地域の経済社会基盤の整備にも寄与することが期待される。

このような背景を踏まえ、本調査では、鉱業投資を軸としたアフリカ諸国の経済社会発展に貢献することを目指して、鉱業セクターの上流における民間投資環境や鉱業サプライチェーンの現状を整理し、鉱業事業の上流開発における戦略的な ODA の関わり方を検討する。

第2条 調査の目的と範囲

本調査では、カッパーベルト上に位置するコンゴ民、ザンビア、及び、カッパーベルト周辺国であるナミビア、ボツワナ、ジンバブエ、マラウイを調査対象とする。

調査対象国により鉱業開発のステージや状況が異なっていることから、外国資本による大規模鉱業開発が進んでいるコンゴ民、ザンビアを対象とした調査 A（投資環境調査）、これ以外のカッパーベルトの開発に伴い、鉱山開発やサプライチェーンの進展が期待される国を対象とした調査 B（鉱業サプライチェーン調査）の 2 つに分けて調査を行うものとする。調査内容の詳細は、本章「第4条 調査の内容」を参照。

第3条 調査実施の留意事項

（1） 調査手法

調査 A、調査 B とともに、デスクトップ調査による定量的データの収集と分析を主な調査手法として行う。

特に調査 A については、欧米資本・中国資本・新興国資本の事業者が実施する事業の収益構造を分析したうえで、収益の増減に影響を与えうる投資環境要因を、財務モデル等の作成を通じて定量的に評価する。また、日本企業を含む事業者の投資意欲、投資環境改善の要となる要因を定量的に検討し、それを実現化するための投資環境改

善、JICAに限らない関係機関を想定し、必要なファイナンススキームを含む全体像を策定し、その中における ODA の活用方法を検討する。経済産業省など日本の関連機関との協議を含み、ODA の活用方法の検討に際しては、JICA の関連部署を巻き込み必要性について議論を行うこととする。

(2) 現地への渡航について

現地への渡航は、調査対象となる事業者や相手国関係機関との対面での協議等、現地で行うことの意義が大きいものを優先し、現地・国内人月を効果的に配置すること。

後述する調査によっては、現地渡航は当該国に限らないものとする。調査対象国に渡航する際は、コンゴ民においては安全対策の観点からキンシャサ特別州、中央コンゴ州インガ地域のみとする。治安の状況によっては、渡航できない可能性がある点を留意する。

第4条 調査の内容

調査 A（投資環境調査）、調査 B（鉱業サプライチェーン調査）それぞれの調査内容は以下のとおり。

【調査 A：投資環境調査】

(1) 鉱業投資環境の実態把握（国内業務）²

過去 20 年に当該国で開発された主要鉱山について、対象事業者が公開する IR 情報、財務諸表、年報等を使い、以下の内容を定性的かつ定量的に整理・分析・評価する。なお、対象事業者は現地での運営事業者が欧米資本、中国資本、新興国資本のものからそれぞれ代表的なものを選び、過去 20 年間に於いてコンゴ民、ザンビアのそれぞれにおいて鉱山開発を行っている事業者とする。

① 鉱業事業への参画方法

各事業者が、主要鉱山における新規開発・参入及び既存事業の拡大を行った際に選択した参画形態について、情報収集・整理する。想定される形態は以下の通りだが、それ以外のものが確認された場合はそれも含めて整理する。

- ・ 主要鉱山における新規開発

² 鉱業投資環境の調査方法について、具体的な手法をプロポーザルにて提案すること。その際、現時点で想定する調査対象の鉱山、調査に利用予定の情報源とその取得方法、分析の手法（具体的な方法と分析で使用する指標・評価項目等）、現時点で想定される分析・評価結果の仮説について記載すること。

フィージビリティスタディを行うジュニア探鉱企業の権益買収による開発、地元採掘（Artisanal Mining, ASM）がすでに行われていることにより把握されている鉱山地帯の買収・精査による開発。

- ・ 主要鉱山における既存事業の拡大
既存事業の拡大に伴う増資株式取得、主要鉱山の権益整理に伴う株式取得、事業者による株式市場取引による株式取得。

② 鉱業開発とインフラ等の関連投資に対するファイナンス手法

コンゴ民、ザンビアにおける鉱山開発は、鉱山開発事業本体への投資のみならず、鉱山周辺のインフラへの投資といった関連投資も同時に行う等、複雑なファイナンス手法が取られているケースが多い。以下のファイナンス手法を含み、当該国で実施されている鉱山開発事業のスコープ（本体及びそのための関連インフラ）と投資方法に関する情報を整理する。

- ・ 鉱山開発事業本体へのファイナンス
特別目的事業体（以下「SPV」という。）向けのプロジェクトファイナンス、SPVの出資者向けのコーポレートファイナンス、SPVが行う事業に対する株主ローン、対象国政府・政府機関の出資金に対するローン。
- ・ 関連インフラへのファイナンス
SPV向けのプロジェクトファイナンスの一部に含まれるもの、発電設備等に対する on-bill ファイナンス、関連インフラに対する政府事業者向けクレジットラインの設定。

③ 鉱山開発に係る外部環境（オフテーク契約の有無や内容、市場取引の状況等）

④ 対象国の投資環境

以下の項目を最低限含め、対象国それぞれの投資環境を整理する。

- ・ 政策・制度
特に、鉱業に関連する税制優遇や、国有資本の有無・その割合・ロイヤルティー、ローカルコンテンツ義務等をはじめとする関連法の有無。政権安定性の投資への影響、実態等。
- ・ 公共・社会インフラ
現存するインフラで主要鉱山は開発されているが、今後の大規模鉱山の拡張においてどの程度の公共インフラ拡張の影響をうけるのかを評価する。事業者はポートフォリオを必ず組み、一つの公共インフラに依存することは想定されないため、事業性への影響を定量的に評価する。
 - 交通インフラ

すでに複数のルートの輸送ポートフォリオが組み立てられており、ルートによる事業への影響を評価する。既存インフラの改修による影響や、ロビト回廊等の新規ルートによる影響についても併せて評価する。

- 社会インフラ

対象国の鉱山周辺のみならず、鉱物資源の輸送ルート周辺都市の治安・安定性などの影響についても定量的に評価する。評価を行う際は、現在調査されている計画等も参考にする。

- エネルギーインフラ

従来は鉱山向けの化石燃料発電設備を併設することが多かったが、現在では難しい状況となっている。水力資源の豊富な、当該国では水力発電の開発が同時に実施され、さらなる拡大が検討されている。今後の対象国の電源開発計画と鉱業拡張性への影響についても、定量的に評価する。

・ ESG 指標を用いた評価

ESG 指標を用いた国際標準基準で鉱山開発事業・インフラ等の鉱業関連投資を評価した際、事業に及ぼす影響について評価する。特に欧米メジャーと中国系事業者を比較した際の影響度の違いについて評価する。

(2) 鉱山開発が対象国にもたらす便益の評価（国内業務）

鉱山開発事業そのもの、鉱業における上流（採掘、精錬等）の各プロセス、及び鉱山開発に係る周辺開発の3つの観点から、対象国にもたらされる便益を以下の要素から整理・分析・評価する。

・ 経済効果

ロイヤルティー、税収、配当収入、などの再配分による効果。鉱山周辺インフラの整備による経済的な効果、サプライチェーン周辺都市開発にもたらされる二次便益など。

・ 雇用創出

鉱山開発事業そのもの、鉱業における上流（採掘、精錬等）の各プロセス、及び鉱山開発に係る周辺インフラ・サプライチェーン関連の都市開発が実施されることによって、それらに直接的に関係する雇用、間接的に関連する雇用がどのような影響を受けるか評価する。

鉱山開発事業については、開発フェーズ・操業フェーズ（採掘、精錬等を含む鉱業の上流プロセスを含む）に分けて、各フェーズにおける雇用への影響を評価する。鉱山開発に係る周辺開発については、開発フェー

ズ（インフラ開発の場合は建設時）・操業フェーズ（インフラ開発の場合は運用保守時）に分けて評価する。

- ・ 社会の安定性

鉱山開発事業及び周辺インフラ・サプライチェーン関連の都市開発が行われることによる、周辺都市の治安や社会的安定性への影響を評価する。

- ・ コミュニティ開発

鉱山開発で義務化されていた社会配慮に伴うコミュニティ開発の実態を整理する。

- ・ 環境

鉱山開発に伴うネガティブな影響と、それへの対処策を実施した後に発現するポジティブな影響の実態を整理する。

（３） 上記で整理・分析・評価した情報に係る関係者へのヒアリング（現地業務）

「（１）鉱業投資環境の実態把握」及び「（２）鉱山開発が対象国にもたらす便益の評価」にて整理・分析・評価した情報を踏まえて、当該内容の精度を上げることを目的として、鉱山事業を実施する事業者や政府関連機関等にヒアリングを行う。ヒアリングの結果、新たに得られた情報で特記すべきものについては、整理・分析を行う。

（４） 鉱業投資に関する日本の事業者へのヒアリング（国内業務）

日本の商社、鉱山事業者、金融機関等に対してヒアリングを行い、対象国の鉱業投資に参画する際の課題を整理・分析する。特に、日本の事業者が既に多く参画し、同規模程度の銅鉱山を有する南米を比較対象に据え、日本の事業者が南米では鉱山開発事業に出資しているもののアフリカではそれが実現しない理由について、明確に整理する。また、アフリカに出資する欧米の事業者との違いについても整理する。定性的な情報を列挙するのではなく、事業投資によるリスク・リターンの観点で可能な限り定量的・準定量的に整理・分析する点に留意する。

（５） ファイナンス手法の整理（国内業務）

対象国の鉱業事業の投資促進において有効なファイナンス手法を検討・整理し、現時点において日本が活用しうるファイナンス手法（ODA スキーム以外の関連機関の出資・保証・融資を含む、既に利用可能なファイナンス手法が対象）を整理する。そのうえで、それら２つのファイナンス手法を、対象国における鉱山開発促進への適用性・有用性、及び対象国での競争力の観点で比較・検討する。詳細は以下の通り。

① 対象国の鉱業事業の投資促進において有効なファイナンス手法の検討・整理

- ・ 「（１）鉱業投資環境の実態把握」、「（２）鉱山開発が対象国にもたらす便益の評価」及び「（３）上記で整理・分析・評価した情報に係る関係者へのヒアリング」にて収集・整理した情報を踏まえて検討する。

② 現時点において利用可能な日本の資金支援の整理

検討にあたっては、以下の内容を含むこととする。

- ・ ODAによる資金協力：周辺インフラ等を念頭に置いた、無償資金協力、円借款（プログラム型借款、成果連動型借款等を含むセクタープロジェクトローン）
- ・ 非ODAの公的資金（JBIC, NEXI, JOGMEC等）：従来の鉱山開発支援に使われてきた輸出金融、バイヤーズクレジット、プロジェクトファイナンスなど民間事業者向けのファイナンス手法

③ ①と②にて検討・整理したファイナンス手法の比較・評価

以下の観点から、比較・評価を行うこととする。

- ・ 鉱山開発への適用性・有用性
投資促進において期待されるファイナンス手法と現存する日本の資金支援手法それぞれについて、対象国への適用性・有用性を以下の観点から整理する。
 - スピード
事業の調査段階から本格稼働・運用までにかかる期間の実績・実態。特に、鉱山開発で求められるスピード、期間を明確にして評価する。
 - 簡便性
ファイナンス確定にかかる必要なアレンジの容易さ。
 - 規模
支援可能な金額規模。
- ・ 対象国における競争力
 - 債務条件
政府の負債の有無。保証・準保証の有無。
 - 自由度
他の国・機関と比較した融資を使った調達方法、用途の自由度など。
 - 環境社会配慮
適用される環境社会配慮基準、コミュニティ開発などの有無。

(6) 日本事業者の参画を含む鉱業投資促進策の検討³ (国内業務)

「(1) 鉱業投資環境の実態把握」、 「(2) 鉱山開発が対象国にもたらす便益の評価」及び「(3) 上記で整理・分析・評価した情報に係る関係者へのヒアリング」において整理された欧米資本、中国資本、新興国資本の事業者と、「(5) ファイナンス手法の整理」において整理された既存の資金支援方法の現状を踏まえ、対象国における鉱業投資促進策の全体像とその中における ODA 事業の活用方法を検討する。⁴検討は以下の手順を踏まえて実施する。

① 鉱業事業の投資促進全体策と ODA の位置付けの検討

- ・ 対象国の鉱業事業投資促進策の検討に際して、既存の日本の関連する機関の提供する資金支援にとらわれない促進策の全体案を可能な限り検討・具体化する。その中で、JICA の協力の位置付けを明確化する。促進案を実行する際に JICA の協力に想定される準定量的な効果を含めて、取り組みの優先順位を評価した後、日本の鉱業関連事業者等への影響を定量的に評価する。
- ・ JICA の協力案を実行する際の KPI と、実行後のモニタリング方法について検討する。

② JICA 関係部署を含めた説明会の実施

- ・ JICA 関係部署（現時点では企画部及びアフリカ部を想定）を対象とした説明会を開催する。受注者より同調査結果について説明した後、ワークショップ形式で「① 鉱業事業の投資促進全体策と ODA の位置付けの検討」で策定した協力案の実行可能性を協議する。説明会開催に向けた準備（資料作成を含む）、運営は受注者が行う。説明会の開催場所については、JICA 内の会議室を想定する。ワークショップの形式は受注者が提案するが、単なる質疑応答を含むプレゼンではなく、関係部署の積極的な参加を促す形で実施することを留意する。
- ・ 説明会における協議内容を踏まえ、ODA スキームを活用した鉱業事業への協力案を整理し、最終化する。その際、既存の ODA スキームを改修する必要がある場合は、その点についても整理して提案する。また、最終化した協力案の実現に向けたプロセスを策定・提案する。

③ 日本の関係機関・民間事業者を含めた情報共有機会の提供

³ 鉱業投資促進策の全体像及び ODA 事業の活用方法の仮説と、JICA 関係部署を対象としたワークショップ及び日本の関係機関・民間事業者を対象とした説明会の具体的な開催・運営方法について、プロポーザルにて提案すること。

⁴ 対象国に対する日本の鉱業関連事業者の関心を高めることを目的として実施する。

- ・ 日本の関係機関（経済産業省、外務省、JBIC、JOGMEC等）や関係する民間事業者に対して、「② JICA 関係部署を含めた説明会の実施」にて最終化した JICA の協力案を説明するための会を開催する。受注者は、説明会の参加者の理解を促すよう、ファシリテーターを務める。説明会開催に向けた準備（資料作成、会場手配等を含む）、運営は受注者が行う。説明会の開催回数は1回、開催方法は外部会議室を用いた対面、参加者数は30名程度と想定するものの、本調査の検討状況等に応じて開催回数、開催方法、参加者数は調整する。
- ・ 説明会に参加する関係者の意見を踏まえて、鉱業事業への協力案の実行に向けたプロセス（各関係者が取るべきアクションを含む）を策定する。

【調査B：鉱業サプライチェーン調査】

（1）対象国（ナミビア、ボツワナ、ジンバブエ、マラウイ）における鉱業関連状況の整理

- ・ 各国で操業中、探査中の鉱山について、以下情報を収集・整理する。なお、対象とする鉱山は、外国資本を用いて開発（探査）を行う一定規模以上の鉱山を対象とする。これら情報は操業中の鉱山を対象とした情報内容としているが、探査中の鉱山については、取得可能な情報を収集・整理する。
 - 鉱山に係る情報
鉱山名、鉱区（場所）、鉱種、生産量。
 - 鉱業関連事業者に係る情報
操業鉱業会社名・会社概要、会社の資本構成、開発資金調達方法、輸送ルート、CSRに係る取り組み、サプライチェーン状況（売り先、製錬等の加工をどの程度実施しているか）。
 - 日本における動向
日本企業の動向・関心、日本政府（JOGMEC等）の支援内容（ある場合）。
 - 他開発機関の動向
他ドナーの支援内容（ある場合）。
- ・ 鉱業の操業に必要な電力分野の情報整理を目的に、電力セクターの概況（発電容量、発電構成、主要な発電所、送電網）の情報について取得・整理する。同じく、鉱物の輸出に用いられる、主要な国際経済回廊（道路網、鉄道網、港湾）の概況（回廊別の輸出量、ボトルネック等）について情報の取得・整理を行う。

- ・ 上記鉱山情報（輸送ルート含む）及び電力設備（発電所、送電網）、輸送インフラについて地図上にマッピングし、位置関係について整理する。
- ・ 上記鉱山、電力、輸送インフラの開発に関し、当該国政府の政策・開発事業、欧米・中国の政府及び企業の動向、日本政府及び企業の動向について情報を収集・整理する。

（２） 対象国における我が国 ODA 事業の整理

対象国各国における、日本の協力方針、JICA 事業の方針、今後のパイプライン案件の確認を行う。なお、対象セクターは経済開発、インフラ、農業、環境、社会（教育、保健）の分野は最低限含むこととする。また、上記 ODA 事業について、特定の地域を対象に実施（計画中含む）しているものについては、「（１）対象国（ナミビア、ボツワナ、ジンバブエ、マラウイ）における鉱業関連状況の整理」と同じ地図上でマッピングを行い、位置関係が把握できるように整理する。

（３） 現地調査

「（１）対象国（ナミビア、ボツワナ、ジンバブエ、マラウイ）における鉱業関連状況の整理」及び「（２）対象国における我が国 ODA 事業の整理」の業務において整理した内容について、関係事業者・政府関係者のヒアリングを実施し、内容の精度を上げる。また追加で特記すべき内容を付与してまとめる。

（４） 鉱業サプライチェーン開発促進に向けた我が国 ODA 事業の提案

「（１）対象国（ナミビア、ボツワナ、ジンバブエ、マラウイ）における鉱業関連状況の整理」及び「（２）対象国における我が国 ODA 事業の整理」の業務を踏まえ、鉱業サプライチェーン開発に資する ODA 事業アイデアの提案を行う。なお、提案の対象は円借款（活用可能な国の場合）、無償資金協力（経済社会開発計画含む）、技術協力、民間連携事業（海外投融資、中小企業・SDG ビジネス支援事業）とし、特に日本企業が関心を有する鉱山（可能性が高い段階のものも含む）および日本との関係が深い鉱山（開発自体に日本は関与しなくても日本への輸出が予定されている、日本企業の生産物買取が予定されている等）の開発に資する事業アイデアを優先することとする。

第 5 条 報告書等

調査期間中に提出する成果品・報告書は以下の通り。このうち、成果品はファイナル・レポートとする。なお、報告書の提出に当たっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

	成果品・報告書の名称	提出時期	部数及び形式
1	業務計画書	契約締結後10営業日以内	電子データ (和文)
2	インセプション・レポート	契約締結後1か月以内	電子データ (和文・英文)
3	インテリム・レポート	2025年10月上旬	電子データ (和文・英文)
4	ドラフト・ファイナル・レポート	2026年1月中旬	電子データ (和文・英文)
5	ファイナル・レポート	履行期限末日	製本版 (和文・英文・仏文各2部) 電子データ (和文・英文・仏文、CD-R は各1部)

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2」業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	鉱業投資環境の具体的な調査手法	第4条 調査の内容 (1) 鉱業投資環境の実態把握(国内業務)
2	鉱業投資促進策の全体像及びODA事業の活用方法の仮説、JICA関係部署を対象としたワークショップ及び日本の関係機関・民間事業者を対象とした説明会の具体的な開催・運営方法	第4条 調査の内容 (6) 日本事業者の参画を含む鉱業投資促進策の検討 (国内業務)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：ビジネス戦略、財務分析・財務モデル

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ② 語学能力：英語（仏語ができる）と尚可

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年7月中旬までにインセプション・レポートを提出する。2025年8月中旬までに国内業務を行い、2025年8月中旬から9月中旬にかけて現地調査を行うことを想定。2025年10月上旬を目途にインテリム・レポートを提出し、2026年1月中旬にドラフト・ファイナルレポートを提出する。2026年2月中旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約24.2人月

業務従事者構成の検討に当たっては、事業戦略立案・財務分析（財務モデル作成スキルを含む）の専門性を持つ従事者を含めること。また、インフラ（電力・運輸）、投資環境分析（資源・鉱業投資）、鉱業サプライチェーンに係る業務経験を持つ従事者も含めること。

2) 渡航回数を目途 延べ6回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無

3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（４）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コンゴ民事務所、ザンビア事務所、南アフリカ共和国事務所（対象国：ナミビア、ボツワナ、ジンバブエ）、マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（１）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

118,546,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（2）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（3）定額計上について

本案件は、定額計上はありません。

（4）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（5）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（6）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（7）外貨交換レートについて

- 1） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（8）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（9）その他留意事項

コンゴ民主共和国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が安全確認したホテルのみ宿泊が可能となっているため、宿泊料については、一律 20,500 円／泊として計上してください。その場合、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

一方、ザンビア、ナミビア、ボツワナ、ジンバブエ、マラウイ国内における宿泊については、日当・宿泊料基準額の上限を参照して計上してください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)